

熊本県公報

第 1 1 3 2 1 号
平成 17 年 10 月 12 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業所の指定 (高齢者支援総室) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定 (") 2
- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退 (") 2
- 指定居宅サービス事業所の指定 (福祉用具貸与) (") 2
- 指定居宅サービス事業所の指定 (") 2
- 指定居宅介護支援事業所の指定 (") 3
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護) (") 3
- " (") 3
- 指定居宅サービス事業所の指定 (福祉用具貸与) (") 3
- 指定居宅介護支援事業所の指定 (") 3
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定 (障害者支援総室) 4
- 児童福祉法に基づく事業者の指定 (") 4
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定 (") 4
- 児童福祉法に基づく事業者の指定 (") 4
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の廃止 (") 5
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の廃止 (") 5
- 児童福祉法に基づく事業者の廃止 (") 5
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定 (") 5
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定 (") 6
- 児童福祉法に基づく事業者の指定 (") 6
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定 (") 6
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定 (") 6
- 児童福祉法に基づく事業者の指定 (") 7
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (") 7
- 身体障害者福祉法に基づく医療機関の指定 (") 8
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の廃止 (") 8
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の廃止 (") 8
- 児童福祉法に基づく事業者の廃止 (") 9
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定 (") 9
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定 (") 9
- 児童福祉法に基づく事業者の指定 (") 9
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定 (") 10
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定 (") 10
- 児童福祉法に基づく事業者の指定 (") 10
- 道路の区域変更 (道路総務課) 10
- 廃川敷地の発生 (河川課) 11
- 土砂災害警戒区域等の指定 (砂防課) 11

公 告

- 平成 17 年度砂利採取業務主任者試験の実施 (産業支援課) 15
- 建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく監督処分 (監理課) 15
- 団体営土地改良事業の工事完了 (農村計画課) 16

登 載 依 頼

- OA 業務開発要員研修委託に係る一般競争入札の実施 (情報管理課) 16

告 示

熊本県告示第 1166 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業
所を次のとおり指定した。
平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ファーマダイワ介護サービスセンター 熊本市流通団地一丁目53番地	有限会社ファーマダイワ介護 サービスエンター	平成17年10月1日

熊本県告示第1167号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年10月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ファーマダイワ介護サービスセンター 熊本市流通団地一丁目53番地	有限会社ファーマダイワ介護 サービスエンター	平成17年10月1日

熊本県告示第1168号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成17年10月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
小柳病院 熊本市山ノ神二丁目2番8号	医療法人康生会	平成17年10月1日
日隈病院 熊本市萩原町9番30号	医療法人日隈会	平成17年10月1日
城山病院 熊本市城山上代町1145番地	医療法人敬愛会	平成17年10月1日
くまもと心療病院 宇土市松山町1901番地	特別医療法人再生会	平成17年10月1日
杉上病院 下益城郡城南町高1099番地	医療法人社団誠心会	平成17年10月1日
高橋医院 八代市坂本町坂本4228番地17	高橋繁實	平成17年10月1日
天草病院 本渡市佐伊津町5789番地	医療法人天草病院	平成17年10月1日
国民健康保険河浦町立病院 天草郡河浦町白木河内223番地11	河浦町	平成17年10月1日

熊本県告示第1169号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年10月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
エール介護サービス 菊池郡菊陽町津久礼3115番2号	豊田実業株式会社	平成17年10月1日

熊本県告示第1170号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年10月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
シルバーピアさくら樹 熊本市佐土原三丁目 422 番 1	社会福祉法人百八会	平成 17 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1171 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
シルバーピアさくら樹 熊本市佐土原三丁目 422 番 1	社会福祉法人百八会	平成 17 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1172 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
シルバーピアさくら樹 熊本市佐土原三丁目 422 番 1	社会福祉法人百八会	平成 17 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1173 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
わんどう 熊本市河内町河内 1154 番地	NPO 法人ささえ愛ひかりの家	平成 17 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1174 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
池田メディカル 球磨郡多良木町黒肥地 1661 番地 3	有限会社池田メディカル	平成 17 年 10 月 1 日

熊本県告示第 1175 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
エイジェントケア 熊本市九品寺四丁目 8 番 19 号	有限会社八房	平成 17 年 10 月 1 日

熊本県告示第1176号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年10月12日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
知的障害者短期入所事業所 苓龍苑 天草郡苓北町上津深江字西 大田10番地	社会福祉法人 啓仁会 天草郡苓北町上津深江字西大 田10番地 藤本 和彦	平成17年 9月30日	43000200298130	知的障害者 短期入所

熊本県告示第1177号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年10月12日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
障害児短期入所事業所 苓 龍苑 天草郡苓北町上津深江字西 大田10番地	社会福祉法人 啓仁会 天草郡苓北町上津深江字西大 田10番地 藤本 和彦	平成17年 9月30日	43000300198131	児童短期入 所

熊本県告示第1178号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年10月12日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
五木村社協介護サービスセ ンター 球磨郡五木村甲2672番地 の41	社会福祉法人 五木村社会福 祉協議会 球磨郡五木村甲2672番地の 41 西村 久徳	平成17年 9月30日	43000200297116	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第1179号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成17年10月12日

熊本県知事 潮谷 義子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
五木村社協介護サービスセ ンター 球磨郡五木村甲2672番地 の41	社会福祉法人 五木村社会福 祉協議会 球磨郡五木村甲2672番地の 41 西村 久徳	平成17年 9月30日	43000300197117	児童居宅介 護

熊本県告示第 1180 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
竜北町指定訪問介護事業所 八代郡竜北町大字島地 651 番地	社会福祉法人 竜北町社会福祉協議会 八代郡竜北町大字島地 651 番地 浜田 洋	平成 17 年 9 月 30 日	43000100030112	身体障害者 居宅介護
宮原町訪問介護事業所 八代郡宮原町大字宮原村 702 番地 5	社会福祉法人 宮原町社会福祉協議会 八代郡宮原町大字宮原村 702 番地 5 平岡 啓輔	平成 17 年 9 月 30 日	43000100134112	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 1181 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
竜北町指定訪問介護事業所 八代郡竜北町大字島地 651 番地	社会福祉法人 竜北町社会福祉協議会 八代郡竜北町大字島地 651 番地 浜田 洋	平成 17 年 9 月 30 日	43000200061116	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 1182 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
竜北町指定訪問介護事業所 八代郡竜北町大字島地 651 番地	社会福祉法人 竜北町社会福祉協議会 八代郡竜北町大字島地 651 番地 浜田 洋	平成 17 年 9 月 30 日	43000300027116	児童居宅介護

熊本県告示第 1183 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
氷川町社協ヘルパーステーション竜北 八代郡氷川町島地 651 番地	社会福祉法人 氷川町社会福祉協議会 八代郡氷川町島地 651 番地 浜田 洋	平成 17 年 10 月 1 日	43000100219111	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 1184 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
氷川町社協ヘルパーステーション竜北 八代郡氷川町島地 651 番地	社会福祉法人 氷川町社会福祉協議会 八代郡氷川町島地 651 番地 浜田 洋	平成 17 年 10 月 1 日	43000200302114	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 1185 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
氷川町社協ヘルパーステーション竜北 八代郡氷川町島地 651 番地	社会福祉法人 氷川町社会福祉協議会 八代郡氷川町島地 651 番地 浜田 洋	平成 17 年 10 月 1 日	43000300202115	児童居宅介護

熊本県告示第 1186 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
氷川町社協ヘルパーステーション宮原 八代郡氷川町宮原702番地5	社会福祉法人 氷川町社会福祉協議会 八代郡氷川町島地 651 番地 浜田 洋	平成 17 年 10 月 1 日	43000100218113	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 1187 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
氷川町社協ヘルパーステーション宮原 八代郡氷川町宮原702番地5	社会福祉法人 氷川町社会福祉協議会 八代郡氷川町島地 651 番地 浜田 洋	平成 17 年 10 月 1 日	43000200301116	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 1188 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
氷川町社協ヘルパーステーション宮原 八代郡氷川町宮原702番地5	社会福祉法人 氷川町社会福祉協議会 八代郡氷川町島地 651 番地 浜田 洋	平成 17 年 10 月 1 日	43000300201117	児童居宅介 護

熊本県告示第 1189 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
外科	桑原 元尚	平成 17 年 9 月 21 日	健康保険天草中央総合病院 本渡市東町 101 番地
外科	市原 知文	平成 17 年 9 月 21 日	阿蘇温泉病院 阿蘇市内牧 1153 番地 1
整形外科	菊川 憲志	平成 17 年 9 月 21 日	独立行政法人国立病院機構再春荘病院 菊池郡西合志町須屋 2659 番地
神経内科	山口喜久雄	平成 17 年 9 月 21 日	独立行政法人国立病院機構再春荘病院 菊池郡西合志町須屋 2659 番地
外科	大原 千年	平成 17 年 9 月 21 日	独立行政法人国立病院機構再春荘病院 菊池郡西合志町須屋 2659 番地
外科	堀野 敬	平成 17 年 9 月 21 日	健康保険人吉総合病院 人吉市老神町 35 番地
外科	久原 浩史	平成 17 年 9 月 21 日	健康保険人吉総合病院 人吉市老神町 35 番地
整形外科	大江浩一郎	平成 17 年 9 月 21 日	社団法人天草郡市医師会立天草地域医療センター 本渡市亀場町大字食場 854 番地 1
小児外科	山中清一郎	平成 17 年 9 月 21 日	医療法人 蘇春堂 球磨病院 人吉市上青井町 176 番地
外科	西村 卓祐	平成 17 年 9 月 21 日	健康保険人吉総合病院 人吉市老神町 35 番地
眼科	蓮村 直	平成 17 年 9 月 21 日	山鹿市立病院 山鹿市山鹿 511 番地
呼吸器科	今村 文哉	平成 11 年 4 月 1 日	独立行政法人国立病院機構再春荘病院 菊池郡西合志町須屋 2659 番地

外科	江上 寛	平成17年7月1日	宇賀岳病院 宇城市松橋町松橋 1455 番地 1
循環器科	脇田 富雄	平成17年4月1日	上天草市立上天草総合病院 上天草市龍ヶ岳町高戸 1419 番地 19

熊本県告示第 1190 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項に規定する医療機関を次のとおり指定した。

平成17年10月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
スマイル歯科 矯正歯科クリニック	本渡市大浜町9番地29	歯科矯正	平成17年9月21日
さくら調剤薬局 植木店	鹿本郡植木町広住461番地9	調剤	平成17年9月21日
あけぼの薬局	人吉市下新町362番地4	調剤	平成17年9月21日
ひまわり薬局西合志店	菊池郡西合志町須屋2665番地4	調剤	平成17年9月21日
阿蘇中央薬局	阿蘇市黒川1110番地1	調剤	平成17年9月21日
ワタキュー薬局玉名店	玉名市中1931番地3	調剤	平成17年9月21日
きたおか薬局	本渡市東浜町12番地1	調剤	平成17年9月21日
訪問看護ステーションともづなりハサービス	山鹿市山鹿39	訪問看護・老人訪問看護	平成17年9月21日

熊本県告示第 1191 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成17年10月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
社会福祉法人玉名市社会福祉協議会居宅支援事業所 玉名市岩崎88番地4	社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 玉名市岩崎88番地4 高寄 哲哉	平成17年 10月2日	43000100013118	身体障害者 居宅介護
岱明町社会福祉協議会ヘルパーステーション 玉名郡岱明町大字中土 1022番地	社会福祉法人 岱明町社会福祉協議会 玉名市岱明町大字中土1022番地 松倉 秀美	平成17年 10月2日	43000100041119	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 1192 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成17年10月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
社会福祉法人玉名市社会福祉協議会居宅支援事業所 玉名市岩崎88番地4	社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 玉名市岩崎88番地4 高寄 哲哉	平成17年 10月2日	43000200025111	知的障害者 居宅介護

岱明町社会福祉協議会ヘル パーステーション 玉名郡岱明町大字中土 1022 番地	社会福祉法人 岱明町社会福 祉協議会 玉名市岱明町大字中土 1022 番地 松倉 秀美	平成 17 年 10 月 2 日	43000200059110	知的障害者 居宅介護
---	---	---------------------	----------------	---------------

熊本県告示第 1193 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
社会福祉法人玉名市社会福祉協議会居宅支援事業所 玉名市岩崎 88 番地 4	社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 玉名市岩崎 88 番地 4 高崙 哲哉	平成 17 年 10 月 2 日	43000300010112	児童居宅介護
岱明町社会福祉協議会ヘル パーステーション 玉名郡岱明町大字中土 1022 番地	社会福祉法人 岱明町社会福祉協議会 玉名市岱明町大字中土 1022 番地 松倉 秀美	平成 17 年 10 月 2 日	43000300024113	児童居宅介護

熊本県告示第 1194 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
玉名市社会福祉協議会 玉名 玉名市岩崎 88 番地 4	社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 玉名市岩崎 88 番地 4 高崙 哲哉	平成 17 年 10 月 3 日	43000100216117	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 1195 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
玉名市社会福祉協議会 玉名 玉名市岩崎 88 番地 4	社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 玉名市岩崎 88 番地 4 高崙 哲哉	平成 17 年 10 月 3 日	43000200299112	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 1196 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
玉名市社会福祉協議会 玉名 玉名市岩崎 88 番地 4	社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 玉名市岩崎 88 番地 4 高寄 哲哉	平成 17 年 10 月 3 日	43000300199113	児童居宅介護

熊本県告示第 1197 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
玉名市社会福祉協議会 岱明 玉名市岱明町中土 1022 番地	社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 玉名市岩崎 88 番地 4 高寄 哲哉	平成 17 年 10 月 3 日	43000100217115	身体障害者居宅介護

熊本県告示第 1198 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
玉名市社会福祉協議会 岱明 玉名市岱明町中土 1022 番地	社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 玉名市岩崎 88 番地 4 高寄 哲哉	平成 17 年 10 月 3 日	43000200300118	知的障害者居宅介護

熊本県告示第 1199 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
玉名市社会福祉協議会 岱明 玉名市岱明町中土 1022 番地	社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会 玉名市岩崎 88 番地 4 高寄 哲哉	平成 17 年 10 月 3 日	43000300200119	児童居宅介護

熊本県告示第 1200 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 10 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区域	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	横 野 矢 部 線	上益城郡山都町三ヶ字滝下 20 番 地先から 同町三ヶ字石堂 2388 番 地先まで	前	3.8 ~ 16.6	206.0	緊 道 整
			後	6.8 ~ 55.8		

2 区域変更する期日 平成 17 年 10 月 12 日

熊本県告示第 1201 号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 49 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川の名称
二級河川坪井川水系麴川
- 2 廃川敷地が生じた年月日
平成 17 年 10 月 12 日
- 3 廃川敷地の位置
熊本市島崎五丁目 257 番地先から
熊本市島崎五丁目 51 番 1 地先まで
- 4 廃川敷地の面積
416.31 平方メートル

熊本県告示第 1202 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 上益城郡御船町
 - (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
矢形川（441 - 1 - 004）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - エ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
 - (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上姫椿川（441 - 1 - 013）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - エ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。）
 - (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
栗山沢（441 - 2 - 017）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- 2 上益城郡益城町
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
袴野川(443-1-008)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び上益城地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- 3 水俣市
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
大浦川2(205-1-027)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
大浦川3(205-1-028)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
寒川川1(205-1-029)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
頭石川1(205-1-051)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
地獄谷川1(205-2-013)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
〔「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。〕
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
地獄谷川2(205-2-014)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
〔「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。〕
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
城山川1(205-2-015)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
〔「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。〕
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
大浦川1(205-2-016)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
〔「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。〕
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日当野川2(205-2-024)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
〔「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。〕
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日当野川1(205-2-025)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
〔「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。〕
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
頭石川2(205-2-041)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
頭石川4(205-2-042)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
頭石川5(205-2-043)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
招川内川1(205-2-044)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
招川内川2(205-2-045)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
招川内川3(205-2-046)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
招川内川4-1(205-2-047-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 招川内川4-2(205-2-047-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 招川内川5(205-2-048)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 ウ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 エ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び芦北地域振興局土木部に備えおいて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第765号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条の規定に基づく知事が行う平成17年度砂利採取業務主任者試験については、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)第8条の規定に基づき次のとおり実施する。

平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験を実施する日時
 平成17年11月11日(金)
 午前10時から正午まで
- 2 試験を実施する場所
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁本館8階802会議室
- 3 試験の方法及び科目
 試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
 (1) 砂利の採取に関する関係法令
 (2) 砂利の採取に関する技術的事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 4 受験願書の受付期間等
 平成17年10月12日(水)から平成17年10月28日(金)まで(閉庁日を除く。)。受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。とする。)
 なお、郵送による申込みの場合は、10月28日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 5 提出書類
 (1) 受験願書(熊本県で印刷した用紙を使用すること。)
 (2) 履歴書
 (3) 受験票(裏面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手を貼ること。)
 (4) 写真(手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。)
 (5) 受験手数料
 受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により8千円を納付すること。
- 6 受験願書の請求先及び提出先
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県商工観光労働部産業支援課資源班
 電話 096-383-1111 内線5168

熊本県公告第766号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2第1項の規定に基づく処分を行ったの

で、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 17 年 9 月 30 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 有限会社河北工務店
菊池郡菊陽町久保田 2888-2
代表取締役 河北 竜一
熊本県知事許可(般-13)第 00290 号
 - (2) 株式会社タマヤ工業
菊池郡大津町大林 1291-5
代表取締役 田山 健蔵
熊本県知事許可(般-13)第 06783 号
 - (3) 株式会社肥後興業
鹿本郡植木町亀甲 2033
代表取締役 星子 武士
熊本県知事許可(般-14)第 13747 号
 - (4) 合資会社佐藤製材所ログハウスおぐに
阿蘇郡小国町宮原 1927
代表社員 佐藤 進
熊本県知事許可(般-13)第 15074 号
- 3 処分の内容
建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
上記業者については、営業所又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成 17 年 8 月 24 日付けで公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。
このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に該当すると認められる。

熊本県公告第 767 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	北駄原	平成 12 年 6 月 15 日	平成 12 年 10 月 17 日	阿蘇市 (旧一の宮町)
農業用道路	阿蘇	平成 13 年 12 月 28 日	平成 14 年 3 月 25 日	阿蘇市 (旧阿蘇町)

登載依頼

熊情管公告第 2227 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 17 年 10 月 12 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
OA 業務開発要員研修委託
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 17 年 12 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、OA 業務開発要員研修委託に要する費用とする。
 - イ 入札金額は、研修の種別ごと、受講者 1 人、1 回当たりの金額とする。
 - エ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務の取扱業種情報関連機器類の操作研修に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 2の(1)に掲げる入札参加資格を有する者で、4に掲げる研修能力証明書を提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する研修能力証明通知書を提示した者であること。
- (3) 業者又は業者の役員等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が実質的に経営に関与し、若しくは暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているときは、参加資格を認めない。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成17年10月17日（月）から平成17年10月24日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 研修能力証明書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により研修能力証明書を提出し、審査を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成17年10月25日（火）から平成17年11月2日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
ア 5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
イ 研修能力証明書は、下記の書類を添付して提出すること。
- | | |
|---|-----|
| (ア) 講師のレベルを明記した書類 | 1部 |
| （講師の人数、資格、インストラクターとしての実績等） | |
| (イ) 研修会場を明記した書類 | 1部 |
| (ウ) 研修機器等を明記した書類 | 1部 |
| （研修機器の名称及び台数等、ソフトウェアの名称、バージョン及びライセンス数等） | |
| (エ) 研修料金表（参考価格） | 1部 |
| (オ) 実績（過去2年以内の本件と同程度の実績） | 1部 |
| (カ) テキスト一覧 | 1部 |
| （テキスト名、出版社名、価格（税込み又は税抜き）） | |
| (キ) テキスト（後日返却する。） | 各1部 |
- (4) 研修能力証明結果の通知
研修能力証明の結果は、研修能力証明通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部警務部情報管理課情報企画係（警察棟9階）
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-383-0110 内線 2423
- 6 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成17年10月17日(月)から平成17年11月2日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成17年11月10日(木)午後1時30分から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部 OA 研修室(警察棟4階)
- (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成17年11月9日(水)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、研修ごと、それぞれ見積もった契約希望金額に予定受講者数を乗じて得た額を合計し総額を求め、その100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で、入札金額に仕様書で示した研修ごとの予定受講者数を乗じた金額の総計が最低の価格をもって申し込みをしたものを落札者とする。
ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金

- 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、研修ごとの契約金額に予定受講者数を乗じて得た額を合計し総額を求め、その100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

